

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第 47 号 概要

①件名	平成27年8月7日付け沖縄県中児第440-2号の保有個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて
②開示請求年月日	平成27年7月28日
③実施機関	沖縄県知事（子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課）
④決定年月日	平成27年8月7日
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	沖縄県個人情報保護条例第15条第3号、第6号、第7号に該当
⑦異議申立て年月日	平成27年9月24日
⑧異議申立ての趣旨	保有個人情報部分開示決定の取り消し及び全部開示を求める。
⑨異議申立ての理由(要旨)	実施機関が不開示理由とした条例第3号、第6号、第7号については、本件は該当せず、開示すべきである。
⑩諮問年月日	平成27年12月3日
⑪答申年月日	平成28年3月23日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論          沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成27年8月7日付け沖縄県中児第440-2号の保有個人情報部分開示決定により不開示とした情報のうち、「別記」に掲げる情報については、開示すべきである。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について          審査会において開示決定等に係る保有個人情報を直接見て審議（インカメラ審理）した結果、本件請求個人情報は、実施機関保有の第三者情報であることを確認した。          本件請求個人情報である指導（調査）経過記録は、児童相談所が異議申立人及びその子からの相談や関係機関からの情報を基に、本件相談に関する相談内容等に判断や評価を加え記録したものである。</p> <p>（2）条例第15条第3号、第6号、第7号について          本件請求個人情報は、異議申立人以外に、異議申立人の子や関係機関の担当者等第三者に関する情報も多く含まれている。          そのため、当該第三者情報のうち、異議申立人本人が知り得ない子の情報や関係機関担当者の情報は、異議申立人に開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。          また、本件請求個人情報には、本件相談に対する相談内容に判断や評価を加え記録した情報、さらには、児童相談所が異議申立人及びその子どもからの相談や関係機関からの情報を基に、担当職員の意見等を踏まえ、審議、検討した内容も含まれている。          したがって、本件請求個人情報は、条例第15条第3号、第6号、第7号の不開示情報が含まれている公文書である。          しかし、実施機関が不開示とした情報のうち、下記の部分については、開示すべきである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（開示すべき箇所）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 異議申立人本人が発言した内容及び当該日付</li> <li>2 異議申立人に対して児童相談所から発言した内容及び当該日付</li> <li>3 「相談主旨」等、異議申立人が述べた内容をまとめただけで、作成者の主観や評価等が含まれていない情報</li> <li>4 「平成〇年〇月〇日 異議申立人が〇〇氏と共に来所」等、異議申立人本人も知っている事実に関する情報</li> </ol>